

# 平成二十五年法律第九十八号

## 産業競争力強化法

目次

第一章 総則（第一条～第五条）	第二章 新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進
第三章 産業活動における新陳代謝の活性化	第四章 産業活動の促進
第一款 新たな事業の開拓	第一節 新技術等実証及び新事業活動の促進
第二款 特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進	第二節 新技術等効果評価委員会（第十四条の二～第十四条の六）
第三款 研究開発施設等の活用	第三款 研究開発施設等の活用（第二十一条の十二）
第四節 事業再編の円滑化（第二十二条～第二十三条）	第五節 事業再編の円滑化（第二十二条～第二十三条）
第五節 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進（第六十六条～第六十七条）	第六節 株式会社産業革新投資機関による特定事業活動の支援等
第六節 設立（第八十六条～第八十九条）	第七節 管理（第九十二条～第一百条）
第七節 業務（第一百一条～第一百十四条）	第八節 国の援助等（第一百十五条）
第八節 財務及び会計（第一百十六条～第一百二十一条）	第九節 監督（第一百二十二条～第一百二十三条）
第五章 中小企業の活力の再生	第八章 解散等（第一百二十四条～第一百二十五条）

### 第一節 創業等の支援（第二百一十六条～第二百三十二条）

我が国は、我が國の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるために、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務を定めるとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新投資機関に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

この法律において、「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動であつて、産業競争力の強化に資するものとして主務省令で定めるものをいう。

この法律において、「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。第二十一条において同じ。）における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものをいう。

この法律において、「新事業活動」は、

この法律において、「革新的技術研究結果活用事業活動」とは、新事業開拓事業者が自ら行つた革新的な技術の研究の成果を活用して行う事

業活動であつて、その実施のために外部からの資金の借入れを受けることが特に必要なものと

して経済産業省令で定めるものをいう。

この法律において、「事業適応」とは、事業者

が、産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを目指して行うその事業の全部又は一部の変更（取締役会その他これに準ずる機関による經營責任組合をいう。以下同じ。）が行う新事業開拓事業者に対する投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約によるもの）、

この法律において、「新技術等実証」とは、次

の各号のいずれにも該当するものをいう。

この法律において、「新技術等」は、我が国に

いて強化すべき事業分野に属する事業活動にお

いて用いようとする革新的な技術又は手法で

あつて、当該事業分野において著しい新規性

を有するとともに、当該事業活動で用いられ

るものに限る。）であつて、当該新事業開拓事業者に対する投資事業（主として事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者に対するものであることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）であつて、当該新事業開拓事業者に対する投資事業有限責任組合契約によるもの）、

この法律において、「新技術等実証計画」とは、

この法律において、「新技術等実証計画」とは、</p

13	三 エネルギーの消費量の削減、非化石エネルギーの活用その他のエネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して行うものに資する設備として主務省令で定めること、生産工程の効率化によりエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する設備その他の事業適応（前項第三号に該当するものに限る。）に資する設備として主務省令で定めるものをいう。
14	四 この法律において「需要開拓商品生産設備」とは、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する設備（第十項第三号に該当するものに限る。）を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品として主務省令で定める商品の生産に専ら使用される設備をいう。
15	五 この法律において「関係事業者」とは、事業者であつて、他の事業者がその經營を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。
16	六 この法律において「外国関係法人」とは、外国法人（新たに設立されるものを含む。）であつて、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者がその經營を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を有するものをいう。
17	七 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
18	八 一 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。
19	九 二 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。
20	十 三 この法律において「事業再編」とは、事業者がその事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。
21	十一 この法律において「特定認証紛争解決手続」とは、認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続）に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。第二十六項において同じ。）に対する手続をいう。第四十七条第一項第二号において同じ。）であつて、特定認証紛争解決事業者が事業再生に係る紛争について行うものを行う。
22	十二 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
23	十三 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。
24	十四 二 前号に掲げる業務に附帯して、技術等情報漏えい防止措置を適切に実施するために必要な指導及び助言を行うこと。
25	十五 一 この法律において「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいう。
26	十六 二 この法律において「特定投資事業者」とは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合若しくは外国に所在するこれらの組合に類似する団体又は株式会社、合同会社、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社若しくは投資信託及び投資法人にかかる費用を相当程度低減すること。
27	十七 三 この法律において「生産性向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十年法律第九十号）第二条第一項に規定するプロ

18	リ 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）
19	ヌ 外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該外国法人が外国関係法人である場合又は当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）
20	ヌ 外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該株式若しくは持分又はこれらに類似するものを配当財産とする剰余金の配当をするのを含み、当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）
21	ヌ 一 この法律において「事業再生」とは、過大な債務を負っている事業者が、その全部又は一部の債権者の協力を得ながらその事業の再生を図ること（再生手続、更生手続その他政令で定める法律に定める手続によりその事業の再生を図ることを除く。）をいう。
22	ヌ 二 この法律において「特定認証紛争解決手続」とは、認証紛争解決事業者（裁判外紛争解消手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第四号に規定する者）とは、認証紛争解決事業者（裁判外紛争解消手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第三号に規定する者）とは、認証紛争解決手続（裁判外紛争解消手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第四号に規定する者）をいう。第四十七条において同じ。）であつて、同条第一項の認定を受けたものをいう。
23	ヌ 三 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
24	ヌ 一 この法律において「技術等情報漏えい防止措置」とは、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいの防止のために事業者が実施する措置をいう。
25	ヌ 二 この法律において「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいう。
26	ヌ 三 この法律において「特定投資事業者」とは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合若しくは外国に所在するこれらの組合に類似する団体又は株式会社、合同会社、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社若しくは投資信託及び投資法人にかかる費用を相当程度低減すること。
27	ヌ 四 この法律において「生産性向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十年法律第九十号）第二条第一項に規定するプロ

28	五年法律第九十号）第二条第一項に規定するプロ
29	ログラムをいう。）であつて、事業の生産性の向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。
30	メ この法律において「事業再生」とは、過大な債務を負っている事業者が、その全部又は一部の債権者の協力を得ながらその事業の再生を図ること（再生手続、更生手続その他政令で定める法律に定める手続によりその事業の再生を図ることを除く。）をいう。
31	メ この法律において「特定認証紛争解決事業者」とは、認証紛争解決事業者（裁判外紛争解消手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第三号に規定する者）とは、認証紛争解決手続（裁判外紛争解消手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第四号に規定する者）をいう。第四十七条において同じ。）であつて、同条第一項の認定を受けたものをいう。
32	メ 一 この法律において「技術等情報漏えい防止措置」とは、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいの防止のために事業者が実施する措置をいう。
33	メ 二 この法律において「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいう。
34	メ 三 この法律において「特定投資事業者」とは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合若しくは外国に所在するこれらの組合に類似する団体又は株式会社、合同会社、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社若しくは投資信託及び投資法人にかかる費用を相当程度低減すること。
35	メ 四 この法律において「生産性向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十年法律第九十号）第二条第一項に規定するプロ

27 を行う事業活動に対する資金供給その他の支援を行うものをいう。

六 前項第三号に掲げる創業により設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないものこの法律において「創業支援等事業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

一 創業を行おうとする者に対する創業に必要な情報の提供、研修又は創業についての指導若しくは助言、創業者の新たに開始する事業

（基本理念）

**第三条** 産業競争力の強化は、事業者が、経済事情の変動に対応して、経営改革を推進すること

に政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

四 その他新技術等実証及び新事業活動に関する重要事項

4 政府は、前項の規定による閣議の決定がある議の決定を求めるものとする。

5 たときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

政局の経済事情の変動の仕事の情勢の措置により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

**第六条** 新たな規制の特例措置の求め  
技術等実証又は新事業活動を実施しようとする

者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、  
求めることができる。

当請求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適當であると認めるときには、逕帶なく、その旨及び講ずることとする新

たな規制の特例措置の内容を当該求めをした者に通知するとともに、講ずることとする新たな

規制の特例措置の内容を公表するものとする。  
第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該これらを監視する規制の特別告白

は、当請求&を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないと認めるとき、又は適当でないと認めるときは、遅滞なく、その旨

及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

4 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置（新支那等実証に係るものに限る。）を講ずる。

（新技術等効果評価委員会）を設けて、新技術等の効果を判断するに当たっては、新技術等効果評価委員会（第十四条の二の新技術等効果評価委員会）









た場合において、当該指定の取消しに係る聽聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関等の役員等であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

(指定の公示等)

**第二十一条の七** 経済産業大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、指定金融機関等の商号又は名称、住所及び革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関等は、その商号若しくは名称、住所又は革新的技術研究成績活用事業活動支援業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。(業務規程の変更の認可等)

**第二十一条の八** 指定金融機関等は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、指定金融機関等の業務規程が革新的技術研究成績活用事業活動支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。(業務の休廃止)

**第二十一条の九** 指定金融機関等は、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関等が革新的技術研究成績活用事業活動支援業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関等の指定は、その効力を失う。(指定の取消し等)

**第二十一条の十** 経済産業大臣は、指定金融機関等が第二十一条の六第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 経済産業大臣は、指定金融機関等が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 該新技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 その指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

4 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

**第二十一条の十一** 指定金融機関等について、第二十一条の九第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関等であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関等が行つた革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関等とみなす。

**第二十一条の十二** 国立研究開発法人・産業技術総合研究所は、その保有する研究開発に係る施設(土地を含む。)及び設備のうち、事業者による新たな事業の開拓に資するものとして経済産業省令で定めるものを、新商品の開発又は生産、販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行ふ者の利用(鉱工業の科学技術に関する研究開発であるもの又はその成果を活用するものに限る。)に供する業務を行うことができる。

**第二十一条の十三** 経済産業大臣及び財務大臣(財務大臣にあっては、次項第一号ハ、第二号ハ及び第三号ハに掲げる事項に限る。以下この条において同じ。)は、事業適応の実施に関する指針(以下この節において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

イ 成長発展事業適応(第二条第十一項第一号に該当する事業適応をいう。以下この号において同じ。)にあつては、次に掲げる事項

イ 成長発展事業適応の促進の意義及び目標その他の成長発展事業適応に関する基本的事項

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な生産工程効率化等設備及び需要開拓商品設備の導入その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容に関する事項

ハ エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の内滑化について公庫及び指定金融機関が果すべき役割に関する事項

口 成長発展事業適応の実施に必要な研究開発、設備投資その他の成長発展事業適応の内容に関する事項

ハ 成長発展事業適応のための措置を行ううえに必要な資金の調達の円滑化に関する株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)及び指定金融機関(第二十一条の十九第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下この項並びに第二十一条の十七第一項第一号及び第二号において同じ。)が果たすべき役割に関する事項

2 その他成長発展事業適応に関する重要な事項

二 情報技術事業適応(第二条第十二項第二号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十一条の二十八において同じ。)については、次に掲げる事項

イ 情報技術事業適応の促進の意義及び目標その他の情報技術事業適応に関する基本的事項

ロ 情報技術事業適応の実施に必要な情報処理技術、情報通信技術その他の情報技術を活用するため必要な投資その他の情報技術事業適応の内容に関する事項

ハ 情報技術事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関する公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

二 その他情報技術事業適応に関する重要な事項

イ エネルギー利用環境負荷低減事業適応(第二条第十二項第三号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十一条の十七第一項第二号において同じ。)にあつては、次に掲げる事項

イ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の促進の意義及び目標その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的事項

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な生産工程効率化等設備及び需要開拓商品設備の導入その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容に関する事項

3 その他エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する重要事項

口 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定期により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定期により必要が生じたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針に基づき、所管に係る事業分野のうち、当該事業分野の特性に応じた事業適応を図ることが適当と認められるものを指定し、当該事業分野に係る事業適応の実施に関する指針(以下この条及び次条第四項第一号において「事業分野別実施指針」という。)を定めることができる。

**第二十一条の十四** 主務大臣は、実施指針に基づき、所管に係る事業分野のうち、当該事業分野の特性に応じた事業適応を図ることが適当と認められるものを指定し、当該事業分野に係る事業適応の実施に関する指針(以下この条及び次条第四項第一号において「事業分野別実施指針」という。)を定めることができる。

2 事業分野別実施指針においては、前項の規定により指定した事業分野に係る事業適応の実施方法に関する必要な事項を定めるものとする。

3 主務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、事業分野別実施指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、事業分野別実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議するものとする。

5 主務大臣は、事業分野別実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示するものとする。

**第二十一条の十五** 事業者は、その実施しようとする事業適応(当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。以下同じ。)に関する計画(以下「事業適応計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の事業者が事業適応を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して事業適応計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業適応の目標
- 二 事業適応の内容及び実施時期
- 三 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程
- 4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その事業適応計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 実施指針（当該事業適応計画に係る事業が属する分野について前条第一項の規定により事業分野別実施指針が定められている場合にあつては、実施指針及び当該事業分野別実施指針）に照らし適切なものであること。
- 5 二 当該事業適応計画に係る事業適応が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものである（事業適応計画の変更等）。
- 三 当該事業適応計画に係る事業適応による生産性の向上又は需要の開拓が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
- 5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業適応計画の内容を公表するものとする。
- （事業適応計画の変更等）

- 第二十一条の十六 前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る事業適応計画に従つて設立された法人を含む。以下「認定事業適応事業者」という。）は、当該認定に係る事業適応計画を変更しようとするときは、主務大臣が定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならぬ。
- 2 主務大臣は、認定事業適応事業者が当該認定に係る事業適応計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業適応計画」という。）に従つて事業適応のための措置を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 主務大臣は、認定事業適応計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるとときは、認定事業適応事業者に対して、当該認定事業適応計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
- 4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとす
- 5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

（公庫の行う事業適応促進円滑化業務）

第二十一条の十七 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。次項及び第三十五条において「公庫法」という。）第

二条及び第十二条の規定にかかるらず、次に掲げる業務（以下「事業適応促進円滑化業務」という。）を行うことができる。

一 指定金融機関に対し、認定事業適応事業者

が認定事業適応計画に従つて行う事業適応のための措置のうち研究開発、情報技術を活用

するため必要な投資、生産工程効率化等設備又は需要開拓商品生産設備の導入その他政

令で定めるもの（次号及び第二十二条の十九第一項において「認定事業適応関連措置」という。）を行うのに必要な資金の貸付けに必

要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯す

る業務

二 認定事業適応事業者（エネルギー利用環境負荷低減事業適応を実施するものに限る。）

が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の指定金融機関による貸付けについて、予算の範囲内において当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務

2 事業適応促進円滑化業務が行われる場合には、事業適応促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみな

し、かつ、同法第十七条の表の上欄に掲げる公

庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句（次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句を除く。）は、それぞれ同条の表の下欄に掲げる字句とし、次の表の上欄に掲げる公

庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定め

る。

ずれにも適合すると認められる者を、その申請により、指定金融機関として指定することができる。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

二 次項に規定する業務規程が、法令並びに実施指針及び事業適応促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、事業適応促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであることを。

三 人の構成に照らして、事業適応促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

前項の規定による指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業適応促進円滑化業務実施方針に則して事

業適応促進業務に関する規程（次項及び第二十一条の二十一において「業務規程」という。）を定め、これを申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

次条の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこの規定による指定を受けることのできない者

は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業適応促進円滑化業務実施方針に則して事

業適応促進業務を実施するための方針（以下この条並びに次条ハに掲げる事項に限る。次条第一項第二号及び第二項において同じ。）に即して、主務省令で定めるところにより、事業適応促進円滑化業務を実施するための方針（以下この条並びに次条二項において同じ。）を定めなければならぬ。

二 第二十二条の二十一に規定する「業務規程」の定めによつて、事業適応促進円滑化業務を実施するための方針（以下この条並びに次条二項において同じ。）に即して、主務省令で定めるところにより、事業適応促進円滑化業務を実施するための方針（以下この条並びに次条二項において同じ。）を定めなければならない。

三 法人であつて、その業務を行つてゐる者

は、遅滞なく、事業適応促進円滑化業務実施方針を公表しなければならない。

4 公庫は、事業適応促進円滑化業務実施方針に従つて事業適応促進円滑化業務を行わなければならぬ。

（指定金融機関の指定）

口 指定金融機関が第二十二条の二十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消さ

れる場合において、当該指定の取消しに係

り心身の故障のため職務を適正に執行する

ことができない者として主務省令で定める

者は又は破産手続開始の決定を受けて復権を

得ない者

2 第二十二条の二十六第一項により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

3 法人であつて、その業務を行つてゐる者

は、次の一いずれかに該当する者がある者

に、次のいずれかに該当する者がある者

に、次の一いずれかに該当する者がある者

第七十一 第五 産業競争力強化法第二十一条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

二十一条の十七 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

二十二条の十七 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

二十三条の十七 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

二十五条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

二十六条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

二十七条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

二十八条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

二十九条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

三十条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

三十一条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

三十二条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

三十三条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

三十四条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

三十五条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

三十六条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

三十七条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

三十八条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

三十九条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

四十条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

四十二条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

四十三条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

四十四条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

四十五条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

四十六条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

四十七条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

四十八条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

四十九条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

五十条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

五十二条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

五十三条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

五十四条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

五十五条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

五十六条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

五十七条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

五十八条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

五十九条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

六十条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

六十二条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

六十四条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

六十六条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

六十八条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

七十条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

七十二条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

七十四条の二十九 第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項

(指定の公示等)

第二十一条の二十 主務大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は名称、住所及び事業適応促進業務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。  
(業務規程の変更の認可等)

第二十一条の二十一 指定金融機関は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が事業適応促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。  
(協定)

第二十二条 公庫は、事業適応促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項を内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行ふものとする。

2 指定金融機関が行う事業適応促進業務(公庫から貸付けを受けて行おうとするものに限る。)に係る貸付けの条件の基準に関する事項

3 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う事業適応促進業務及び公庫が行う事業適応促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

2 指定金融機関は、その財務状況及び事業適応促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

3 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関は、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 (帳簿の記載)  
第二十三条 指定金融機関は、事業適応促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。  
(監督命令)

第二十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関は、前項の規定による生産性向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。)を行う認定事業適応事業者が、当該情報技術事業適応の用に供するために取得し、又は製作した機械及び装

融機関に対し、事業適応促進業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第二十五条 指定金融機関は、事業適応促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その旨を公示するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関が事業適応促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。  
(指定の取消し等)

第二十六条 主務大臣は、指定金融機関が第二十二条の十九第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

3 事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

2 事業再編の実施方法に関する事項

3 事業再編の内容及び実施時期

4 事業再編の実施に必要な資金の額及びその

必要性の度合いを示す指標

5 事業再編に伴う労務に関する事項

第二十二条 経済産業大臣及び財務大臣(財務大臣にあっては、次項第三号に掲げる事項に限り、課税の特例の適用があるものとする。以下この条において同じ。)は、事業再編の実施に関する指針(以下この節において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 指定金融機関が事業適応促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

3 事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

2 事業再編の実施方法に関する事項

3 事業再編の内容及び実施時期

4 事業再編の実施に必要な資金の額及びその

必要性の度合いを示す指標

5 事業再編に伴う労務に関する事項

第二十七条 指定金融機関について、第

2 第二十五条第三項の規定により指定が効力を持ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者はその一般承継人は、当該指定金融機関が行つた事業適応促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

3 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関は、当該指定金融機関が行つた事業適応促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

ソフトウェアについては、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十二条 経済産業大臣及び財務大臣(財務大臣にあっては、次項第三号に掲げる事項に限り、課税の特例の適用があるものとする。以下この条において同じ。)は、事業再編の実施に関する指針(以下この節において「実施指針」という。)を定めるものとする。

第二節 事業再編の円滑化

第三事業再編の実施に必要な資金の額及びその

必要性の度合いを示す指標

四 事業再編に伴う労務に関する事項

五 事業再編に伴う労務に関する事項

六 事業再編による生産性及び財務内容の健全

性の向上の程度を示す指標

七 事業再編の内容及び実施時期

八 事業再編の実施に必要な資金の額及びその

必要性の度合いを示す指標

九 事業再編に伴う労務に関する事項

十 事業再編による生産性及び財務内容の健全

性の向上の程度を示す指標

十一 事業再編の内容及び実施時期

十二 事業再編に伴う労務に関する事項

十三 事業再編による生産性及び財務内容の健全

性の向上の程度を示す指標

十四 事業再編の内容及び実施時期

十五 事業再編に伴う労務に関する事項

十六 事業再編による生産性及び財務内容の健全

性の向上の程度を示す指標

十七 事業再編の内容及び実施時期

十八 事業再編に伴う労務に関する事項

十九 事業再編による生産性及び財務内容の健全

性の向上の程度を示す指標

二十 事業再編の内容及び実施時期

二十一 事業再編に伴う労務に関する事項

二十二 事業再編による生産性及び財務内容の健全

性の向上の程度を示す指標

二十三 事業再編の内容及び実施時期

二十四 事業再編に伴う労務に関する事項

二十五 事業再編による生産性及び財務内容の健全

性の向上の程度を示す指標

二十六 事業再編の内容及び実施時期

二十七 事業再編に伴う労務に関する事項

二十八 事業再編による生産性及び財務内容の健全

性の向上の程度を示す指標

二十九 事業再編の内容及び実施時期

三十 事業再編に伴う労務に関する事項

三十一 事業再編による生産性及び財務内容の健全

性の向上の程度を示す指標

三十二 事業再編の内容及び実施時期

三十三 事業再編に伴う労務に関する事項

三十四 事業再編による生産性及び財務内容の健全

性の向上の程度を示す指標

三十五 事業再編の内容及び実施時期

三十六 事業再編に伴う労務に関する事項

三十七 事業再編による生産性及び財務内容の健全

性の向上の程度を示す指標

三十八 事業再編の内容及び実施時期

三十九 事業再編に伴う労務に関する事項

四十 事業再編による生産性及び財務内容の健全

性の向上の程度を示す指標

四十一 事業再編の内容及び実施時期

四十二 事業再編に伴う労務に関する事項

四十三 事業再編による生産性及び財務内容の健全

性の向上の程度を示す指標

四十四 事業再編の内容及び実施時期

四十五 事業再編に伴う労務に関する事項

い。う。」は、当該認定に係る事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならぬ。

主務大臣は、認定事業再編事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人が当該認定に係る事業再編計画（前項の規定による変更の認定

があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業再編計画」という。）こ従つて事業再編

「定年延長問題」。いよいよ実現するに至ったこの問題のための措置を行つていないと認めるときは、

その認定を取り消すことができる。

各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定事業再編事業者に對して、当

該認定事業再編計画の変更を指示し、又はその

認定を取り消すことができる。

しをしたときは、その旨を公表するものとす  
る。

前条第五項及び第六項の規定は、第一項の認

（公正取引委員会との関係）  
定について準用する。

**第二十五条** 主務大臣は、事業再編計画について  
第二十三条第一項の認定（前条第一項の変更）

第二十三条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしよう

とする場合において、当該事業再編計画に従つて行おうとする事業再編のための措置（以下こ

の項において「事業再編関連措置」という。) が、当該日清に係る事業者の管轄事業の属する

が当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないお

それがある場合として政令で定める場合に該当するときは、当該認定に係る申請書の写しを公

正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ  
公三取引委員会に協議一らつの三一ら。この場

公正取引委員会に協議するものとする。この場合において、主務大臣は、事業再編関連措置が

当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項そ

の他の必要な事項について意見を述べるとともに、当該事務官等による内閣の行場の状況、

に当該事業分野における内外の市場の状況  
事業再編関連措置を講ずることによる生産性の

向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

主務大臣及び公正取引委員会は、前項の協議

に當たつては、産業競争力の強化を図ることの必要性に鑑み、所要の手続の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に緊密に連絡するものとする。

3 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再編計画であつて主務大臣が第二十三条第一項の認定をしたものに従つてする行為について、当該認定後の経済事情の変動により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

(現物出資及び財産引受の調査に関する特例)

**第二十六条** 事業者が認定事業再編計画に従つてその財産の全部又は一部を出資し、又は譲渡することにより新たに株式会社を設立する場合における当該新たに設立される株式会社の発起人に係る会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十三条第十項第一号の規定の適用については、同号中「超えない場合並びに産業競争力強化法(平成十五年法律第九十八号)第二十六条第一項に規定する場合」とする。

2 前項の場合における商業登記法(昭和三十九年法律第二百二十五号)第四十七条第二項の規定の適用については、同項中「次の書面」とあるのは、「次の書面(第四号に掲げる書面を除く。)及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画に従つた財産の出資又は譲渡であること」を証する書面」とする。

(株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例)

**第二十七条** 事業者が認定事業再編計画に従つてその財産の全部又は一部を他の株式会社に出資する場合(新株予約権を行使する場合を含む。)における当該他の株式会社については、会社法第二百七条第一項から第八項まで及び第二百八十四条第一項から第八項までの規定は、適用しない。

2 前項の場合における商業登記法第五十六条及び第五十七条の規定の適用については、これらの規定中「次の書面」とあるのは、「次の書面(第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。)及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画に従つた財産の出資であることを証する書面」とする。

(特別支配会社への事業譲渡等に関する特例)

**第二十八条** 認定事業再編事業者の特定関係事業者(関係事業者であつて、当該認定事業再編事

業者及び当該認定事業再編事業者が発行済株式の全部を有する株式会社並びに認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者及び当該他の認定事業再編事業者が発行済株式の全部を有する株式会社がその総株主の議決権の三分の二以上を有しているものとし、(以下この条において「同一の子会社」といふ。)である株式会社であつて認定事業再編計画に従つて次に掲げる行為(第四号から第七号までに掲げるものにあつては、株式会社とするものに限る。)をするものに係る会社法第466条第1項並びに第467条第2項第2号及び第3項の規定の適用については、同法第468条第1項及び第3項、第469条第2項第2号及び第3項、第470条第1項中「特別支配会社」(ある株式会社の総株主の議決権の十分の九(これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合における割合を以下「その割合」といふ。)以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社との他に進ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。)とあるのは、「特定特別支配会社」(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画においてある株式会社が特定関係事業者(同法第二十八条第一項に規定する認定事業再編事業者若しくは当該認定事業再編事業者の他の関係事業者をいう。以下この条において同じ。)である場合における当該特定関係事業者に係る他の認定事業再編事業者若しくは当該他の認定事業再編事業者の特定関係事業者をいう。以下同じ。)と、同法第四百六十九条第二項第二号及び第三項、第七百八十四条规定の第二号及び第三項並びに第七百九十七条第二項第二号及び第三項中「特別支配会社」とあるのは、「特定特別支配会社」とする。

八 株式交換	2 の全部の取得	七 認定事業再編事業者の特定関係事業者であつて株式会社であるものが、認定事業再編計画に従つて次に掲げる行為をする場合においては、当該特定関係事業者について、会社法第八百四十四条第一項の規定は、適用しない。
一 新設合併	一 新設合併（当該認定事業再編事業者若しくは当該認定事業再編事業者の他の特定関係事業者又は当該認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者若しくは当該他の認定事業再編事業者の特定関係事業者とするものであつて、新設合併により設立する会社が株式会社である場合に限る。）	二 新設分割（新設分割により設立する会社が持分会社である場合及び会社法第八百五条に規定する場合を除く。）
第一条 新設合併	前項の場合における会社法第八百六条第三項及び第八百八条第三項の規定の適用について、同法第八百六条第三項中「決議の日」とあるのは、「作成の日」であるのは「決議の日」（産業競争力強化法（平成十五年法律第九十号）第二十八条第二項に規定する場合にあつては、新設合併契約の日又は新設新設分割計画の作成の日」とする。	3 4
第二条 新設分割	第一項及び第二項の場合における商業登記法第三項中「作成の日」とあるのは「作成の日」（産業競争力強化法第二十八条第二項に規定する場合にあつては、新設合併契約の日又は新設分割計画の作成の日）とする。	第五条 新設合併の認定
第三条 新設合併の認定	第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第六条 新設合併の認定
第四条 新設合併の認定	次の書面並びに認定を受けたことを証する書面	第五条 新設合併の認定
第五条 新設合併の認定	する書面及び認定を受けた計画に従つた吸収合併であることを証する書面	第六条 新設合併の認定

第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	第二十三条	第二十四条	第二十五条	第二十六条	第二十七条	第二十八条
次	の書面	の書面	の書面	の書面	の書面	の書面	の書面	の書面	の書面	の書面
認定事業再編事業者が認定事業再編計画に従つてその特定関係事業者であつて株式会社であるものの株主（当該特定関係事業者及び当該認定期事業再編事業者（この項の規定により読み替えて適用する会社法第七百七十九条第一項ただし書の規定により当該認定期事業再編事業者が発行済株式の全部を有する株式会社又は当該認定期事業再編計画に係る他の認定期事業再編事業者若しくは当該他の認定期事業再編事業者が発行済株式の全部を有する当該特定関係事業者の株式の全部を当該認定期事業再編事業者に売り渡すことを請求する場合における同法第五百五十一條第二項（第百五十四条第三項、第百七十九条、第百七十九条の二第一項第一号、第四号イ及び第五号並びに	議事録、産業競争力強化法第二十八条第二項に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び認定を受けた計画に従つた吸收分割又は吸收分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継であることを証する書面	議事録、産業競争力強化法第二十八条第二項に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び認定を受けた計画に従つた新設分割であることの証する書面	議事録、産業競争力強化法第二十八条第二項に規定する場合に該当することを証する書面及び認定を受けた計画に従つた取締役の過半数の一一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録	議事録、産業競争力強化法第二十八条第二項に規定する場合に該当することを証する書面及び認定を受けた計画に従つた株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得であることを証する書面	議事録、産業競争力強化法第二十八条第二項に規定する場合に該当することを証する書面及び認定を受けた計画に従つた取締役の過半数の一一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録	議事録、産業競争力強化法第二十八条第二項に規定する場合に該当することを証する書面及び認定を受けた計画に従つた株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得であることを証する書面	議事録、産業競争力強化法第二十八条第二項に規定する場合に該当することを証する書面及び認定を受けた計画に従つた取締役の過半数の一一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録	議事録、産業競争力強化法第二十八条第二項に規定する場合に該当することを証する書面及び認定を受けた計画に従つた株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得であることを証する書面	議事録、産業競争力強化法第二十八条第二項に規定する場合に該当することを証する書面及び認定を受けた計画に従つた取締役の過半数の一一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録	議事録、産業競争力強化法第二十八条第二項に規定する場合に該当することを証する書面及び認定を受けた計画に従つた株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得であることを証する書面

第一項 第一百七十九条	第三項 第一百五十四条规定 （株式会社の総 株主の議決権の 十分の九（これ を上回る割合を 当該株式会社の 定款で定めた場 合にあつては、 その割合）以上 を当該株式会社	特定 特別支配株主 特定 特別支配株主	特定 特別支配株主 特定 特別支配株主	特定 特別支配株主 特定 特別支配株主
第二項 第一百五十一条	（第百七十九条（産業競争力強化法 第一項に規定する特別支配株主第九十八号）第二 をいう。第一百五十四条第二項に規定する認定事業再 編計画においてあらゆる株式会社が特定関係事業者（同法 第二十八条第一項に規定する特定関係事業者）と同一の場 合における当該特定関係事業者による同法第二十四条 第一項に規定する認定事業再編事業者をいう。以下同じ。） において同じ。）	（第百七十九条（産業競争力強化法 第一項に規定する特別支配株主第九十八号）第二 をいう。第一百五十四条第二項に規定する認定事業再 編計画においてあらゆる株式会社が特定関係事業者（同法 第二十八条第一項に規定する特定関係事業者）と同一の場 合における当該特定関係事業者による同法第二十四条 第一項に規定する認定事業再編事業者をいう。以下同じ。） において同じ。）	（第百七十九条（産業競争力強化法 第一項に規定する特別支配株主第九十八号）第二 をいう。第一百五十四条第二項に規定する認定事業再 編計画においてあらゆる株式会社が特定関係事業者（同法 第二十八条第一項に規定する特定関係事業者）と同一の場 合における当該特定関係事業者による同法第二十四条 第一項に規定する認定事業再編事業者をいう。以下同じ。） において同じ。）	（第百七十九条（産業競争力強化法 第一項に規定する特別支配株主第九十八号）第二 をいう。第一百五十四条第二項に規定する認定事業再 編計画においてあらゆる株式会社が特定関係事業者（同法 第二十八条第一項に規定する特定関係事業者）と同一の場 合における当該特定関係事業者による同法第二十四条 第一項に規定する認定事業再編事業者をいう。以下同じ。） において同じ。）
第三項 第一百五十四条				

の 第二 第一項 第百七十九条 全子法人 特別支配株主完	第三項 第一百七十九条 全子法人 特別支配株主完	第二項 第一百七十九条 株主 当該 特別支 配株主 は	第一項 第一百七十九条 特別支配株主 完	
該者が発行済 株式の全部を有す るものとして法務 省令で定める法 人（以下この条 及び次条第一項 において「特別 支配株主完全子 法人」という。） が有している場 合における当該 者をいう。以下 同じ。）	当該 特別支 配株主 完	当該 特別支 配	当該 特別支 配株主 完	当該 特別支 配

「株主総会」とあるのは、「株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とする。一、当該株式の併合と同時に単元株式数を減少し、又はその数を発行するものである。

二 当該株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数（当該株式の併合と同時に単元株式數を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数）が当該株式の併合前に或いは各株主がそれぞれ有する単元の数を下回るものでないこと。

前項の場合における商業登記法第六十一条の規定の適用については、同様に（略）

（株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例）

**三十条** 認定事業再編事業者である株式会社が認定事業再編計画に従つて譲渡により他の株式会社の株式（外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。以下この項において同じ。）を取得する場合（当該他の株式会社又は当該外国法人がその関係事業者又は外国関係法人でない場合にあっては、当該取得により当該他の株式会社又は当該外国法人をその関係事業者又は外国関係法人としようとする場合に限る。以下この項において同じ。）であつて当該取得の対価として株式の発行若しくは自己株式の処分をするとき、又は認定事業再編計画に従つてその子会社（会社法第一条第三号に規定する子会社をいい、会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして主務省令で定める法人に限る。以下この項において同じ。）に対して株式の発行若しくは自己株式の処分をするとともに当該子会社が当該認定事業再編計画に従つて譲渡により他の株式会社の株式を取得する場合であつて当該取得の対価として当該認定事業再編事業者である株式会社の株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十号）第二条第一項第二十号に掲げる有価証券及び第二項を除く。）第二百八条及び第四百四十九条第一項に規定するところにおける当該認定事業再編事業者に係る会社法第二百九十九条、第二百一一条（第一項

### **第三十一条** 認定事業再編事業（乗余金の配当に関する特例

六項	第十八条 第七百九	当該存続株式会社	業者である株式会社
六項	第十八条 第七百九	当該存続株式会社	業者である株式会社
4	第一項の場合における商業登記法第五十六条の規定の適用については、同条中「次の書面」とあるのは、「次の書面（第三号イ及び第四号に掲げる書面を除く。）及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十九号）第二十三条第一項の認定（同法第十四条第一項の変更の認定を含む。）を受けた計画に従つた株式の発行であることを証する書面」とする。		
5	社債、株式等の振替に関する法律第二百五十五条（第八項を除く。）の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第一項中「会社法第二百六十六条第一項各号の行為、同法第二百八十二条の二第二項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四項において同じ。）併合、吸收分割契約、新設分割、株式交換契約、株式移転又は株式交付をしようとする場合」とあるのは、「産業競争力強化法第三十条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分をしようとする場合」と、同条第四項中「会社法第二百六十六条第一項各号の行為、同法第二百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等、吸收併合、吸收分割、株式交換若しくは株式交付がその効力を生ずる日又は新設合併、新設分割若しくは株式移転により設立する会社の成立の日」とあるのは、「産業競争力強化法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第二百六十九条第一項第四号の期日又は同号の期間の初日」と読み替えるものとする。ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。		

欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

事項を取締役会が定めることができる旨の定めがあるものとみなす。

(事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等)  
**第三十二条** 事業者であつて株式会社であるもの（以下この項及び第四項において単に「会社」という。）は、認定事業再編計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受けた者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。以下この条において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

前項の期間は、一月を下つてはならない。

第一項の規定する催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該特定債権者は、当該事業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。

4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べときは、当該会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を當む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

限責任組合契約に関する法律第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に

掲げる事業以外の行為」とあるのは、「第三条第二十五年法律第九十八号」第三十三条第一項に規定する事業以外の行為」と、「同項に掲げる事業以外の行為」とあるのは、「第三条第一項に掲げる事業及び同法第三十三条第一項に規定する事業以外の行為」とする。  
**(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務)**

**第三十四条** 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再編を円滑化するため、認定事業再編事業者又はその関係事業者（以下「認定事業再編事業者等」という。）が認定事業再編計画に従つて事業再編のための措置を行うために必要な資金を調達するためには発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第一百一条第一項第六号において同じ。）及び当該資金の借入れによる債務の保証の業務を行う。

**(公庫の行う事業再編促進円滑化業務)**

**第三十五条** 公庫は、公庫法第一条及び第十一条の規定にかかるわらず、指定金融機関に対し、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従つて行う事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去又は保有する設備の廃棄、生産性向上設備等の導入その他政令で定めるもの（第三十七条第一項において「認定事業再編関連措置」という。）を行ふのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（以下「事業再編促進円滑化業務」という。）を行うことができる。

2 事業再編促進円滑化業務が行われる場合には、事業再編促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなし、かつ、同法第十七条の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句（次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句を除く。）は、それぞれ同表の表の下欄に掲げる字句とし、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八 項第一	法律 (平成二十五年法律第九十八号) この の法律、産業競争力強化法
-------------	---

に必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの（以下「事業再編促進業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、指定金融機関として指定することができる。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

二 その次項に規定する業務規程が、法令並びに実施指針及び事業再編促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、事業再編促進業務を正確かつ確実に実施するために十分なものであること。

三 人的構成に照らして、事業再編促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

前項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業再編促進円滑化業務実施方針に即して事業再編促進業務に関する規程（次項及び第三十九条において「業務規程」という。）を定め、これを申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3 業務規程には、事業再編促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第四十四条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

口 指定金融機関が第四十四条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の

期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

（指定の公示等）

**第三十八条** 主務大臣は、指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び事業再編促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は事業再編促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

（業務規程の変更の認可等）

**第三十九条** 指定金融機関は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が事業再編促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。（協定）

一 指定金融機関が行う事業再編促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び事業再編促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う事業再編促進業務及び公庫が行う事業再編促進円滑化業務の内容及び方法その他の主務省令で定める事項

（帳簿の記載）

2 これは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 これを変更しようとするときも、同様とする。

（監督命令）

（監督命令）

（監督命令）

（監督命令）

（監督命令）

（監督命令）

（監督命令）

（監督命令）

（監督命令）

対し、事業再編促進業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（業務の休廃止）

第四十三条 指定金融機関は、事業再編促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとすることは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示するものとする。

（指定の公示等）

（認証紛争解決事業者の認定）

（第三節 事業再生の円滑化）

備を共同して整備すること又は情報システムを共同して構築することその他の事業者が経営資源を有効に組み合わせることをいう。）

（調停による調査）

（認証紛争解決事業者の認定）

（第三節 事業再生の円滑化）

（十二号）第五条第一項ただし書の規定により裁判官だけで調停を行うことが相当であるかどうかの判断をするものとする。

計画の作成についての指導又は助言（特定認証紛争解決手続において行うものを除く。第五十六条第三項及び第五十九条第三項において同じ。）を開始した時から当該計画に係る債権者全員の当該計画についての合意が成立し、又は合意が成立しないことが明らかになるまでの間

<p>2 普通保険の保険関係であつて、事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者</p>

**第五十二条** 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する（中小企業信用保険法の特例）

同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エヌルギー・付帯保険、海外投資関係保険、新事業開拓

者 債 当 該 事業再生計画実施関連保証及び  
務 その他の保証ごとに、当該債務

条の四において同じ。)は、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第五十四条第一項の処分をする場合には、手続実施者が当該特定認証紛争解決手続において和解の仲介を実施していたことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする。  
(更生手続における監督委員に関する特例)

小企業者の原材料の購入のための費用その他の事業の継続に欠くことができない費用で経済産

**第五十三条** 普通保険、無担保保険又は特別小口で得た額とする。

ては、「百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

業省令で定めるものに充てるために必要な資金の借入れ（事業再生準備期間における資金の供入に限る。）に係るものをいう。（以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

保険の保険関係であつて、事業再生計画実施開始保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第二項）は助言を受けて作成した第五十一条第二号の事業再生の計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）その他経済産業省連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第二項）は規定期定する債務の保証であつて、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関による指導若しくは助言を受けて作成した第五十一条第二号の事業再生の計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）その他経済産業省

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業再生計画実施関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。  
(償還すべき社債の金額の減額に関する特定認証紛争解決事業者の確認)

任をするものとする。  
(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再生円滑化業務)

第三条 第二項 の保価額（第一項に規定する事業再生円滑化産業競争力強化法（平成二十一年法律第九十八号）第五十二条）

省令で定めるところにより作成された事業再生の計画に従つて行われる事業再生に必要な資金全般に係るもの。以下この条において同じ。

**第五十四条** 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対する土産業者集会の決議にに基づき行う賞選すべし。

が計額化関連保証（以下「事業再生円滑化関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額

を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用についての規定は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句

（社債償還金の決議に基き、改選で  
き社債の金額の減額が、当該事業者の事業再生  
に欠くことができないものとして経済産業省  
令・内閣守護令で定める基準（適合するもの）で

第三条の保険事業再生円滑化関連保証に係る とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
--

は、同表の下欄に掲げる字句とする。

2 今、内閣府にて定める基準に適合するものであることの確認を求めることができる。  
特定認証紛争解決事業者は、前項の確認を行ふことは、直ちに、その旨を、当該確認を行ふこととする。

第一項価額、保険關係の保険価額の合計額と、他の保険關係の保険価額の合計額とがそれぞれ

が計の合額第一項に規定する事業再生計画実施関連保証（以下「事業再生計画実施関連保証」という。）による保険関係の保険金額の合計額

たときは、直ちに、その旨を、当該説明を求めた事業者に通知するものとする。  
**(社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例)**

第三条の当項借入該事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当

額とその他の保険関係の保険額とがそれぞれ

**第五十五条** 裁判所は、前条第一項の規定により特定認証紛争解決事業者が確認を行つた償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権

第三金額のうちの該借入金の額のうち

第三条の保険事業再生計画実施関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額及び第三の二第一項価合

者集会の決議に係る会社法第七百三十二条に規定する認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該事業者の事業再生に欠くことができ

ないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該社債権者集会の決議が同法第七百三十三条第四号に掲げる場合に該当するかどうかを判断するものとする。

裁判所は、前項に規定する認可の申立てが行われた場合には、特定認証紛争解決事業者に対し、意見の陳述を求めることができる。

(資金の借入れに関する特定認証紛争解決事業者等の確認)

**第五十六条** 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対して、当該特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間ににおける当該事業者の資金の借入れが次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。

一 当該事業者の事業の継続に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 当該資金の借入れに係る債権の弁済を、当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者が当該事業者に対して当該資金の借入れの時点において有している他の債権の弁済よりも優先的に取り扱うことについて、当該債権者全員の同意を得ていること。

特定認証紛争解決事業者は、前項の確認を行つたときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。

前二項の規定は、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関から事業再生の計画の作成についての指導又は助言を受けて事業再生を行おうとする中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者」とあり、及び前項中「特定認証紛争解決事業者」とあるのは、「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関」と、第一項中「当該特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間」とあるのは、「第五十一条第二号に定める期間」と、同項第二号中「当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である」とあるのは、「当該事業再生に係る」と読み替えるものとする。

同項の規定による確認を受けた資金の借入れに係る再生債権と他の再生債権（同項第二号の債権者に同号の同意の際保有されていた再生債権に限る。）との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案（民事再生法第百六十三条第一項の再生計画案をいう。第六十二条において同じ。）が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが前条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が同法第百五十五条第一項ただし書に規定する再生債権者の間に差を設けても平衡を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

（資金の借入れに関する更生手続の特例）

**第五十八条** 裁判所は、第五十六条第一項の規定による確認を受けた資金の借入れをした事業者について更生手続開始の決定があつた場合にはおいて、同項の規定による確認を受けた資金の借入れに係る再生債権等（会社更生法第二条第十一項の更生債権等をいう。第六十四条及び第六十五条において同じ。）とこれと同一の種類の他の更生債権等（第五十六条第一項第二号の債権者に同号の同意の際保有されていた再生債権等に限る。）との間に権利の変更の内容に差を設ける更生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが同項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該更生計画案が同法第百六十八条第一項ただし書に規定する同一の種類の権利を有する再生債権者等（同法第二条第十三項の再生債権者等をいう。第六十五条において同じ。）の間に差を設けても平衡を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

（資金の借入れに関する特例の独立行政法人中小企業基盤整備機構等による確認への準用）

**第五十八条の二** 前二条の規定は、第五十六条第三項において準用する同条第一項の確認を受けた資金の借入れについて準用する。この場合において、第五十七条中「前条第一項各号」とあるのは、「第五十六条第三項において準用する同条第一項各号」と、前条中「第五十六条第一項第二号」とあるのは、「第五十六条第三項において準用する同条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（債権に関する特定認証紛争解決事業者等の確定認証）

**第五十九条** 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決事業者等の確

二 当該債権が少額であること。

二 当該債権を早期に弁済しなければ当該事業者の事業の継続に著しい支障を来すこと。

二 特定認証紛争解決事業者は、前項の確認を行つたときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めめた事業者に通知するものとする。

三 前二項の規定は、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関から事業再生の計画の作成についての指導又は助言を受けて事業再生を行おうとする中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者」とあり、及び前項中「特定認証紛争解決事業者」とあるのは、「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関」と、第一項中「該特定認証紛争解決手続の終了に至る」とあるのは、「第五十一条第二号に定める期間の終了」と読み替えるものとする。

(債権の弁済に関する再生手続の特例)

**第六十条** 裁判所は、前条第一項の規定による確認を受けた債権(この条から第六十五条までにおいて「確認債権」という。)に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の申立てがあつた場合において、民事再生法第三十条第二項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が前条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

**第六十一条** 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権について、民事再生法第八十五条第五項の規定に基づき、少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を來すものとして弁済の許可の申立てがなされたときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済が同法第八十五条第五項に規定する少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を來すときに該当するかどうかを判断するものとする。

**第六十二条** 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について再生手続開始の決定がなった場合において、当該確認債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法第二百五十五条第一項ただし書に規定する少額の再生債権について別段の定めをし、その他再生債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

(債権の弁済に関する更生手続の特例)

**第六十三条** 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について更生手続開始の申立てがあつた場合において、会社更生法第二十八条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

**第六十四条** 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について更生手続開始の決定があつた場合において、当該確認債権について、会社更生法第四十七条第五項の規定に基づき、少額の更生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来すものとして弁済の許可の申立てがなされたときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済が同法第四十七条第五項に規定する少額の更生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来すときに該当するかどうかを判断するものとする。

**第六十五条** 裁判所は、確認債権に係る債務を負担した事業者について更生手続開始の決定がなった場合において、当該確認債権とこれと同一の種類の他の更生債権等との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該確認債権が第五十九条第一項各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮しても衡平を害しない場合その他同一の種類の権利を有する更生債権者等の間に差を設けても







4	前項の規定による決議について特別の利害關係を有する委員は、議決に加わることができない。	業務により特定事業活動を行う事業者に対して直接行う資金供給をいう。(以下同じ。)の対象となる事業者及び当該直接資金供給の内容の決定(直接資金供給の内容が第百一条第一項第一号に掲げる出資のみであつて、その額が一定額以下である場合その他の経渋産業省令で定める場合を除く。)
5	第五百十条第一項の有価証券又は債権の譲渡その他の処分の決定	六 前各号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定
6	二 委員会は、前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項の決定並びに同項第二号に掲げる評価について、取締役会から委任を受けたものとみなす。	三 委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。
7	三 委員の中には、代表取締役が、一人以上含まなければならない。	四 委員は、取締役会の決議により定める。
8	四 委員の過半数は、社外取締役でなければならぬ。	五 委員の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
9	五 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。	六 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。
10	六 委員長は、委員会の会務を総理する。	七 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
11	七 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。	八 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。
12	八 委員会の運営	九 委員会は、委員長が出席し、かつ、現在に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
13	九 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。	十 委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

前項の規定により議決に加わることができない  
い委員の数は、第二項に規定する現に在任する  
委員の数に算入しない。

監査役は、委員会に出席し、委員会が第九十九  
条第一項第二号に掲げる評価を行おうとする  
ときその他必要があると認めるときは、意見を  
述べなければならない。

委員会の委員であつて委員会によつて選定さ  
れた者は、第三項の規定による決議後、遅滞な  
く、当該決議の内容を取締役会に報告しなけれ  
ばならない。

委員会の議事については、経済産業省令で定  
めることにより、議事録を作成し、議事録が  
書面をもつて作成されているときは、出席した  
委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印  
しなければならない。

前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁  
気的方式その他の人の知覚によつては認識するこ  
とができる方式で作られる記録であつて、電子  
子計算機による情報処理の用に供されるものを  
いう。以下この項及び次条第二項第二号において  
同じ。）をもつて作成されている場合における  
当該電磁的記録に記録された事項について  
は、経済産業省令で定める署名又は記名押印に  
代わる措置をとらなければならない。

前各項及び次条に定めるもののほか、議事の  
手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、  
委員会が定める。

（委員会の議事録）

**第九十八条 機構は、委員会の日から十年間、前  
条第八項の議事録をその本店に備え置かなければ  
ならぬ。**

株主は、その権利を行使するため必要がある  
ときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求  
をすることができる。

前項の議事録が書面をもつて作成されてい  
るときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求  
二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成さ  
れているときは、当該電磁的記録に記録され  
た事項を経済産業省令で定める方法により表  
示したものの閲覧又は謄写の請求  
債権者は、委員の責任を追及するため必要が  
あるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議  
事録について前項各号に掲げる請求をすること  
ができる。

裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項  
の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、

るときは、第二項又は前項の許可をすることができない。

5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る）、第八百七十一条の二、第八百七十二条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

（委員の登記）

第九十九条 機構は、委員を選定したときは、二週間に以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。

（定款の変更）

第一百条 機構の定款の変更の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入  
に係る債務の保証

七 対象事業者のためにする有価証券（金融商  
品取引法第二条第二項の規定により有価証券  
とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる事  
業権に限る。）の募集又は私募

八 特定事業活動を行い、又は行おうとする事  
業者に対する専門家の派遣

九 特定事業活動を行い、又は行おうとする事  
業者に対する助言

十 特定事業活動を行い、又は行おうとする事  
業者に対する知的財産権（知的財産基本法  
(平成十四年法律第二百二十二号) 第二条第二  
項の知的財産権及び外国におけるこれに相当  
するもの）をいう。次号において同じ。）の移  
転、設定若しくは許諾又は営業秘密（不正競  
争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条  
第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相  
当するもの）をいう。次号において同じ。）の  
開示

十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財  
産権の取得をし、若しくは移転、設定若しく  
は許諾を受け、又は営業秘密の開示を受ける  
こと。

十二 認可特定投資事業者の業務の実績に關す  
る評価

十三 保有する有価証券の譲渡その他の处分

十四 債権の管理及び譲渡その他の処分

十五 前各号に掲げる業務に関連して必要な交  
渉及び調査

十六 特定事業活動を推進するために必要な調  
査及び情報の提供

十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

一 特定政府出資会社が行う出資に係る業務の  
効果的な実施を確保するための専門家の派  
遣、助言その他の支援

二 特定政府出資会社が発行する株式の譲受け  
及び保有

三 特定政府出資会社が行う出資に係る業務の  
効果的な実施を確保するための専門家の派  
遣、助言その他の支援

四 主務大臣に対する、その行う特定政府出資  
会社の業務の実績の評価に関する必要な情  
報の提供

五 機構は、前二項に規定するもののほか、機構  
の目的に資する業務を當もうとするときは、あ



は自己株式の処分をするときにおける機構に係る会社法第百九十九条第二項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは「取締役会」と、「ならない」とあるのは「ならない」。ただし、取締役会は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第一百二十二条第三項の評価委員の評価を踏まえて前項第二号に掲げる払込金額又はその算定方法を決定しなければならない」とする。

第一項の規定に依る特定期間の評価額は、評価委員が評価した額とする。  
前項の評価委員（第百四十四条第二項及び第三項において単に「評価委員」という。）は、前

項の評価をしようとするときは、当該特定株式の全部の譲受けがその効力を生ずる日における当該特定株式の時価を基準とするものとする。ただし、当該特定株式の種類その他の事項を勘案して、当該特定株式によることが適当でないと認めるときは、当該特定株式の時価を基準とする。

きに、当該特定株式の時価によらないことである。前各項に規定するもののほか、機構による特定株式の譲受けに関し必要な事項は、政令で定める。

第一百十三条 会社法第四百六十九条第一項（各号列記以外の部分に限る）、第三項及び第五項から第九項まで、第四百七十条並びに第八百六十八条から第八百七十六条までの規定は、前条第一項の場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第五節 国の援助等**

第百五十五条 経済産業大臣及び国の関係行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、その事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

前項に定めるもののほか、経済産業大臣及び国の関係行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

## 第六節 財務及び会計

(予算の認可)

2 第二十九条 事業年度の予算を経済産業大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならぬ。

**第一百七十七条** 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)  
**第一百八十九条** 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。  
(政府保証)

2 決を経た金額の範囲内において、機構の第八十三条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができます。  
(取締役の報酬等及び職員の給与)  
**第二百二十条** 機構は、その取締役の報酬及び退職手当並びに職員の給与の支給の基準を定め、これを経済産業大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

機構は、専ら出資を行う業務に従事する職員（この項において「出資専従者」という。）の給与その他の処遇については、第二百六十六条第一項の規定による認可を受けた予算の範囲内において、優秀な人材の確保並びに若年の出資専従者

の育成及び活躍の推進に配慮して行うものとする。

第七節 鹽督

**第一百二十一條** 機構は、経済産業大臣がこの法律

の定めるところに従い監督する。

要があると認めるときは、機関に対し、機関及び認可特定投資事業者の業務に関し監督上必要な命令をることができる。

**（財務大臣との協議）**  
**第百二十二条** 経済産業大臣は、第八十三条第一

項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を発行し、

又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第八十八条第二項、第一百条、第一百一条第三項、

第一百三条第二項、第一百五条第一項、第一百四条第一項、第一百六条第一項、第一百十七条若しく

は第百二十五条の認可をしようとするとき、第一百二条第一項の規定により投資基準を定めると、(は)同一の(第二百二十九条第一項第一項の)規

き 又は同条第五項若しくは第百六条第四項の規定により投資基準を変更するときは、財務大臣に協議しらるべき。

（業務の実績に関する評価）

**第一百二十三条** 総務産業大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行うものとする。

2 経済産業大臣は、前項の評価を行つたときは、屋帶なく、機構ごとく、当該平価の結果を

は、追記がなく、機械的に丸ごと二言語併用の結果を通知するとともに、これを公表するものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の評価を行うに当たつては、機構の業務が、産業構造及び国際的な

競争条件の変化に対応するための高度に専門的かつ実践的な知見を活用することが求められる

ものであることを考慮するものとする。

(機構の解散)  
**第一百二十四条** 機構は、第一百一条第一項各号に掲

（合併等の決議）  
げる業務の完了により解散する。

**第一百二十五条** 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、経済産業大臣の認

## 可を受けなければ、その効力を生じない。 **第五章** 中小企業の活力の再生

## 第一節 創業等の支援

**第一百二十六条** 経済産業大臣及び総務大臣は、創業支援等事業により創業を適切に支援し、及び

三 当該市町村が実施する創業支援等事業と連携して市町村以外の者が実施する創業支援等事業がある場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該創業支援等事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 当該創業支援等事業の内容（当該創業支援等事業の全部又は一部が特定創業支援等事業に該当する場合にあっては、その旨を含む。）及び実施方法に関する事項

ハ 当該市町村が実施する創業支援等事業との連携に関する事項

二 創業支援等事業（第一条第三十項第一号に係るものに限る。）の実施に当たり、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他の教育機関との連携を図る場合にあっては、当該連携に関する事項

四 計画期間

5 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その創業支援等事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるとときは、その認定をするものとする。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該創業支援等事業計画に係る創業支援等事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る創業支援等事業計画の内容を公表するものとする。

（創業支援等事業計画の変更等）

第六百二十八条 前条第一項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、当該認定に係る創業支援等事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定市町村（当該認定に係る創業支援等事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）において「認定市町村」という。）における認定市町村が実施する創業支援等事業と連携して市町村以外の者が実施する事業（第六百三十条において「認定連携創業支援等事業」という。）を実施する者（第六百三十二条第一項及び第六百四十二条第一項において「認定連携創業支援等事業者」という。）を含む。）が認定創業支援等事業

3 業計画に従つて創業支援等事業を実施していくと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

**第一百二十九条** 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証(中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証であつて、創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るもの)をいう。(以下この条において同じ。)を受けた創業者である中小企業者(第二条第十九項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。)に係るものについての同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者の」とあるのは「中小企業者(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第二十九項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者を含む。以下同じ。)」との、「保険額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第一百二十九条第一項に規定する創業関連保証(以下「創業関連保証」という。)に係る保険関係の保険額の合計額及びその他の保険関係の保険額の合計額がそれぞれ三千五百万円及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金の額のうち保証をした額が八千万元(当該債務者)とあるのは「創業関連保証及びその他の保証ごとに当該借入金の額のうち保証をした額がそれぞれ三千五百万円及び八千万元(創業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者)と、「八千万元から」とあるのは「それぞれ三千五百万円及び八千万元から」とする。

6 第二条第二十九項第一号に掲げる創業者であつて新たに会社(中小企業者に限る。以下この項において同じ。)を設立したもの(以下この項において「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させるとときは、当該会社設立創業者が

事業を開始した日から起算して五年を経過するまでの間は、当該会社を、同条第二十九項第四号に掲げる創業者とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「三千五百円及び八千万円」と、「あるのは」「三千五百万円（当該中小企業者を設立した会社設立創業者（同条第二項に規定する会社設立創業者をいい、当該会社設立創業者が新たに他の会社において同じ）について既に創業関連保証に係る保険関係が成立している場合にあつては、三千五百万円から当該保険関係における保険額の合計額を控除した残額）及び八千万円」と、「あるのは」「については当該債務者たる中小企業者及び会社設立創業者について、その他の保証については当該債務者」とする。

第二条第二十九項第一号、第三号及び第五号に掲げる創業者であつて、創業関連保証を受け当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の八十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の九十」とする。

イ 第二条第二十九項第一号から第三号までに掲げる者に該当する場合において、過去は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

ロ 第二条第二十九項第四号に掲げる者（第二項の規定により当該者とみなされる会社を含む。）に該当する場合において、当該

二 当該保険関係に係る債務の保証の委託の申込みを、前号イ及びロに規定する事業の廃止の日又は解散の日から五年を経過する日前に立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったこと。

三 創業関連保証を受けた者一人についての無担保保険の保険額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

四 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るものについての保険料の額は、一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であつて、当該認定連携創業支援等事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号、第一百六十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第一百二十八条第二項に規定する認定連携創業支援等事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

<p>（中小企業信用保険法の特例）</p> <p><b>第一百三十二条</b> 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務については、当該債務を中小企業信用保険法第三条第一項に規定する借入れによつて、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証（特定信用状発行契約に基づく債務の保証をいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条第一項の規定の適用については、同項中「保険金額の合計額が」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）」第二条第一項に規定する特定信用状関連保証による保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とがそれぞれ」「借入金」とあるのは「特定信用状発行契約（同法第三十三条の特定信用状発行契約をいう。）に基づく債務の額（当該中小企業者の外国関係法人（同法第二条第十六項の外国關係法人をいう。）のうち保証をした額（特殊保証の場合は限度額）の総額と借入金」と、「総額が」とあるのは「総額とがそれぞれ」とする。</p> <p>普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 都道府県は、創業支援等事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援等事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。</p>
<p>第一項 第二項 第三項 この項</p>	<p>この項及び第三項</p>

記録債権の割引の場合 は電子記録債権に係る 債務。(以下同じ)、社 債に係る債務(利息に 係るもの)を除く。以下 同じ)。又は特定支払 債務	百分の七十(無担保保 險、特別小口保険、流 動資産担保保険、公害 防止保険、エネルギー 対策保険、海外投資関 係保険、新事業開拓保 険、事業再生保険及び 特定社債保険にあつて は、百分の八十)	百分の八十
号第八に並三び号第五 債務	号第八に並三び号第五 債務	号第八に並三び号第五 債務
号第一及一条第号第三 及二号第二節	号第一及一条第号第三 及二号第二節	号第一及一条第号第三 及二号第二節
（中小企業の事業の再生の支援に関する指針）	（中小企業の事業の再生の支援に関する指針）	（中小企業の事業の再生の支援に関する指針）
第二節 中小企業再生支援体制の整備	第二節 中小企業再生支援体制の整備	第二節 中小企業再生支援体制の整備

四 四その他中小企業の活力の再生の支援に関する 配慮すべき事項	3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要 が生じたときは、支援指針を変更するものとす る。
五 借入金又は社債に係る特定信用状発行契約 に基づく債務	4 経済産業大臣は、支援指針を定め、又はこれ を変更しようとするときは、あらかじめ、中小 企業の事業を所管する大臣に協議するとともに に、中小企業政策審議会の意見を聞くものとす る。ただし、経済産業省令で定める輕微な変更 については、この限りでない。
六 特定社債保険にあつては、百分の八十	5 経済産業大臣は、支援指針を定め、又はこれ を変更したときは、遅滞なく、これを公表する ものとする。
七 認定支援機関	6 経済産業大臣は、支援指針に基づき、経済産業省令で定めるところにより、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所又は中小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七号)第七条第一項に規定する指定法人であつて、都道府県の区域の全部又は一部の地域において次項に規定する業務(以下「中小企業再生支援業務」という)を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、その申請により、中小企業再生支援業務を行う者として認定することができる。
八 第百三十四条 経済産業大臣は、中小企業承継事業再生その他の取組による中小企業の事業の再生を適切に支援し、その活力の再生に資するため、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する基本的な指針(以下この条及び次条第一項において「支援指針」という。)を定めるものとする。	7 前項の認定を受けた者(以下「認定支援機関」という。)は、他の法令に定めるものほか、当該認定に係る第四項第四号ハの地域において、次の業務を行うものとする。 一 次に掲げるもののいずれかを行い、又は行おうとする中小企業者(イに掲げるものを行ふこと、又は行おうとする場合にあっては、事業を営んでいない個人を含む。)の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。 イ 現に有する経営資源及び合併、事業の譲り受けその他これらに準ずるものにより他の中小企業者(中小企業者であつた者を含む。)から承継する事業に係る新たな経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用することによる商品の生産若しくは販売又は役務の提供の効率化のための事項 ロ 中小企業の活力の再生の支援内容について定めるものとする。
九 第百三十三条 経済産業大臣は、中小企業承継事業再生その他の取組による中小企業の事業の再生を適切に支援し、その活力の再生に資するため、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する基本的な指針(以下この条及び次条第一項において「支援指針」という。)を定めるものとする。	10 支援指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 中小企業の活力の再生の支援体制に関する基本的事項 二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項 三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項

一 債務の整理(破産手続又は再生手続によりその 債務の整理を図ることを除く。)	二 会社である中小企業者の代表者の交代に伴 い、その事業の実施に不可欠な資産を取得 し、当該資産を活用し商品の生産若しくは販 売又は役務の提供の効率化を行い、又は行お うとする者の求めに応じ、必要な指導又は助 言を行うこと。
二 第百三十五条 認定支援機関に、中小企業再生支 援協議会を置く。	三 第一号イに掲げるものに係る合併、事業の 譲渡又は譲受けその他これらに準ずるものに 関し仲介を行うこと。
三 中小企業再生支援協議会は、認定支援機関の 委員は、中小企業再生支援協議会の委員に定 められたところにより、経済産業省令で定 められた者うちから任命しなければならない。 長及びその任命する委員をもつて組織する。	四 中小企業者及びその経営の改善を支援する 事業を行ふ者並びにこれらの者の従業員に対 し、第一号イからハまで又は第二号に掲げる ものに関する研修を行うこと。
四 認定支援機関の長は、中小企業再生支援協議 会の委員に任命したときは、経済産業省令で定 められた者に限り、経済産業大臣にその旨を届 け出なければならない。中小企業再生支援協議 会の委員に変更があつたときは、同様とする。	五 前各号に掲げる業務に關連して必要な情報 の収集、調査及び研究を行い、並びにその成 果を普及すること。
五 認定支援機関は、他の法令に定める業務及び 前各号に掲げる業務のほか、裁判外紛争解決 委託に基づき、第一百四十条第一号に掲げる業 務の実施に必要な調査を行うこと。	六 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの 委託に基づき、第一百四十条第一号に掲げる業 務の実施に必要な調査を行うこと。
六 認定支援機関は、他の法令に定める業務及び 前各号に掲げる業務のほか、裁判外紛争解決 手続(同法第二条第一号に規定する手続をい う。)を実施することができる。	七 前各項に規定するものほか、中小企業再生 支援協議会の組織及び運営に關し必要な事項 は、政令で定める。
七 認定支援機関は、認定支援機関の役員若しくは職 員若しくは中小企業再生支援協議会の委員又はこ れらの職にあつた者は、中小企業再生支援業務の遂 行に關する重要な事項を審議し、決定するほ か、認定支援機関に対する専門的な助言を行 う。	八 認定支援機関は、認定支援機関の役員若しくは職 員若しくは中小企業再生支援協議会の委員又はこ れらの職にあつた者は、中小企業再生支援業務の遂 行に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用して はならない。
八 認定支援機関は、認定支援機関の役員若しくは職 員若しくは中小企業再生支援協議会の委員又はこ れらの職にあつた者は、中小企業再生支援業務の遂 行に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用して はならない。	九 認定支援機関は、認定支援機関の役員若しくは職 員若しくは中小企業再生支援協議会の委員又はこ れらの職にあつた者は、中小企業再生支援業務の遂 行に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用して はならない。
九 認定支援機関は、認定支援機関の役員若しくは職 員若しくは中小企業再生支援協議会の委員又はこ れらの職にあつた者は、中小企業再生支援業務の遂 行に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用して はならない。	十 認定支援機関は、認定支援機関の役員若しくは職 員若しくは中小企業再生支援協議会の委員又はこ れらの職にあつた者は、中小企業再生支援業務の遂 行に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用して はならない。

一 認定支援機関は、前項第一号及び第二号に掲 げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項 第四号に掲げる事項の変更(経済産業省令で定 める軽微な変更を除く。)をしようとするとき	一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が第百三 四条第四号に掲げる業務を円滑に行うため役 員若しくは職員又は中小企業再生支援協議 会の委員が、独立行政法人中小企業基盤整備 機構に提供する当該業務に関する情報
二 認定支援機関は、前項第一号及び第二号に掲 げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項 第四号に掲げる事項の変更(経済産業省令で定 める軽微な変更を除く。)をしようとするとき	二 認定支援機関が第百三十四条第二項第一号 に掲げる業務(同号ロ及びハに掲げるものに 係るものに限る。)並びに同項第二号及び第 三号に掲げる業務を円滑に行うために独立行 政法人中小企業基盤整備機構の助言又は専門 家の派遣を受けることが必要な場合において て、認定支援機関の役員若しくは職員又は中 小企業再生支援協議会の委員が、独立行政法
三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項	三 中小企業再生支援協議会の委員が、独立行政法

人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報

三 認定支援機関が第百三十四条第二項第二号及び第三号に掲げる業務を円滑に行うために他の認定支援機関から情報の提供を受けることが必要な場合において、当該認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、当該他の認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員に提供する当該業務に関する情報（改善命令）

第四百三十七条 経済産業大臣は、認定支援機関の中小企業再生支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定支援機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。（認定の取消し）

第四百三十八条 経済産業大臣は、認定支援機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。（中小企業信用保険法の特例）

第四百三十九条 認定支援機関であつて、特定中小企業再生支援事業（中小企業再生支援業務に係る事業であつて、中小企業再生支援協議会の決定を経たものをいう。）の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定支援機関を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、「これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十号）第一百三十九条に規定する特定中小企業再生支援事業の実施に必要な資金の借り入れ」とす

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援業務）

第四百四十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援業務を行ふものとして政令で定めるものは、中小企業の活力の再生を支援するため、次に掲げる業務を行う。

一 投資事業有限責任組合（事業再編又は中小企業承継事業再生を実施する事業者に対する資金供給を行うものとして政令で定めるものに限る。次条第二項において「特定投資事業有限責任組合」という。）であつて中小企

に対する投資事業を実施するものに対する当該投資事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

二 第百三十四条第二項第一号から第五号までに掲げる業務を行うこと。

三 認定支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他其他中小企業再生支援業務の実施に関し遣その他其他中小企業再生支援業務の実施に関し必要な協力をを行うこと。

四 中小企業再生支援業務の実施状況を評価し、及びその結果を経済産業大臣に報告すること。

第五章 雜則

第六章 雜則

第七百四十一條 国は、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従つて事業再編のための措置を行い、又は認定新技術等実証実施者、認定新事業活動実施者、認定特定新事業開拓投資事業組合、認定外部経営資源活用促進投資事業者、認定特定研究結果活用支援事業者、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者、認定事業適応事業者、認定市町村若しくは認定連携創業支援等事業者が認定新技術等実証計画、認定新事業活動計画、認定特定新事業開拓投資事業計画、認定外部経営資源活用促進投資事業計画、認定特定研究結果活用支援事業計画、認定革新技術研究結果活用事業活動計画、認定革新事業活動計画若しくは認定創業支援等事業計画に従つて新技术等実証、新事業活動、特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業、特定技術研究成果活用事業活動計画、認定事業適応計画若しくは認定創業支援等事業計画に従つて新技術等実証、新事業活動、特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業、特定研究結果活用支援事業、革新的技術研究成果を実施する事業者の自己資本の充実を行うのに活用事業活動、事業適応若しくは創業支援等事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

（雇用の安定等）

第七百四十二条 認定事業再編事業者は、認定事業再編計画に従つて事業再編を実施するに当たつては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、認定事業再編事業者の雇用する労働者について、就職のあっせんその他その職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 経済産業大臣は、認定支援機関に対し、中小企業再生支援業務の実施状況について報告を求めることができる。

5 第百三十四条第一項から第五項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第六章 雜則

第七百四十三条 国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工会及び商工会議所は、他の事業者の事業再編の実施によりその経営に著しい影響を受ける中小企業者の経営基盤の強化を図るため、当該中小企業者の行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。（報告の徵収）

第七百四十四条 主務大臣は、認定新技術等実証実施者、認定新事業活動実施者、認定外部経営資源活用促進投資事業者、認定革新技術研究結果活用事業活動実施者、認定革新事業活動実施者、認定特定新事業開拓投資事業者、認定革新技術研究結果活用事業活動計画、認定革新事業活動計画若しくは認定創業支援等事業計画で新技術等実証、新事業活動、特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業、特定研究結果活用支援事業、革新的技術研究成果を実施する事業者の自己資本の充実を行うのに活用事業活動、事業適応若しくは創業支援等事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

（指定金融機関等に対する報告の徵収等）

第七百四十五条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第二十条の六第一項、第二十一条の十九第一項又は第三十七条第一項の規定による指定を受けた者（以下この項において「指定金融機関等」という。）から革新的技術研究結果活用事業活動支援業務、事業適応促進業務若しくは事業再編促進業務に關し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関等の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。（指定金融機関等に対する報告の徵収等）

第七百四十六条 主務大臣及び厚生労働大臣は、この法律の施行に当たつては、認定事業再編事業組合の無限責任組合員に対し、認定特定新事業開拓投資事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

第七百四十七条 経済産業大臣は、認定特定新事業開拓投資事業計画の実施状況について報告を求めることがあると認めるときは、機構からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第七百四十八条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関から技術等情報漏えい防止措置認証業務に關し報告をさせ、又はその職員に、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第七百四十九条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第七百五十条 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。（連絡及び協力）



き受けする者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。  
二 第八十三条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。  
三 第九十九条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。  
四 第百一条第三項の規定に違反して、業務を行つたとき。  
五 第百三条第二項又は第一百五条第一項の規定に違反して、資金供給の認可を受けなかつたとき。  
六 第百六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。  
七 第百八条第二項又は第一百十条第一項の規定に違反して、経済産業大臣に通知をしなかつたとき。  
八 第百十四条第一項の規定に違反して、株式の譲渡の認可を受けなかつたとき。  
九 第百六十六条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。  
十 第百八十八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。  
十一 第百二十二条第二項の規定による命令に違反したとき。

**第一百六十一条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役は、二十万円以下の過料に処する。

一 第百二十条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。  
二 第百二十条第二項の規定に違反して、公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

**第一百六十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十一条の三第二項の規定による届出をしないで同項に規定する事項を変更し、又は虚偽の届出をした者  
二 第十一条の三第四項の規定による届出を行ないで同項に規定する新事業活動を廃止し、又は虚偽の届出をした者  
三 第七十九条の規定に違反して、技術等情報漏えい防止措置認証業務に關し、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関であると明らかに誤認されるおそれのある表示をした者

附录

四 第八十五条第二項の規定に違反して、その名称中に産業革新投資機構という文字を用いた者

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条及び第三十九条の規定 公布の日

二 第十六条(特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る)、第二十条から第二十二条まで、第七十五条、第三百三十四条(特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る)、第三百三十七条第一項(特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る)、第一百五十条第三号(同項(特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る)に係る部分に限る)、第一百五十二条(同号に係る部分(同項(特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る)に係る部分に限る)に係る部分に限る)並びに附則第二十六条及び第三十六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(見直し)

第二条 政府は、この法律の施行後平成三十年三月三十一日までの間に、経済社会情勢の変化について勘案しつつ、第五章の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政府は、この法律の施行後平成三十年三月三十一日までの間に、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律(第五章の規定を除く)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。(訓令又は通達に関する措置)

第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち新事業活動に関するものについては、産業競争力を強化することとの必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の廃止)

第四条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)は、廃止する。(事業再構築計画に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にされた前条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)は、廃止する。

新に関する特別措置法（以下「旧産活法」といいう。）第五条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第六条第一項の認定事業再構築事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

（経営資源再活用計画に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にされた旧産活法第七条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第八条第一項の認定経営資源再活用事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

（経営資源融合計画に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にされた旧産活法第九条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

なお従前の例により認定を受けた者を含む。)に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の微収については、なお従前の例による。

(資源生産性革新計画に関する経過措置)

**第八条** この法律の施行前にされた旧産活法第十一条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第十二条第一項の認定資源生産性革新事業者(この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。)に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の微収については、なお従前の例による。

(事業革新新商品生産設備導入計画に関する経過措置)

**第九条** この法律の施行前にされた旧産活法第十四条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第十五条第一項の認定事業革新新商品生産設備導入事業者(この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。)に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の微収については、なお従前の例による。







第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法第四十一条第四項第三号イ中「成年被後見人若しくは被保佐人」とあるのは、「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者」とする。

#### 附 則（令和元年一二月一一日法律第七号）抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（第六十八条第二項）を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。) 第二十一項中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条中二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改定する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十二条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第一百二十四条及び第一百二十五条の規定公布の日

#### 附 則（令和二年六月一九日法律第五八号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第五条中産業競争力強化法第三百三十四条第二項の改正規定（同項第一号に次のように加える部分及び同項第三号中「又はロ」を「からハまで」に改める部分を除く。）同法第一百三十六条第二項の改正規定（同項第二号中「同号ロ」の下に「及びハ」を加える部分を除く。）及び同法第一百四十条第二号の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置） 第十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為

及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

#### 第十二条

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### （検討）

#### 第十三条

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘査し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### （検討）

#### 第十四条

政府は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

（命令の効力に関する経過措置） 第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

#### （政令への委任）

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### （検討）

#### 第十五条

政府は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

（命令の効力に関する経過措置） 第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

#### （政令への委任）

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

#### （検討）

#### 第六十条

附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### （政令への委任）

#### 第六十一条

附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

十五号）第一条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社（以下「上場会社」とい

う。）である株式会社又は同号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）から二年を経過する日までの間ににおいて上場会社となつた株式会社が、第一号施行日から二年を経過する日（当該日までに上場会社でなくなりた株式会社にあっては、上場会社でなくなった日）までの間に第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の産業競争力強化法（次項において「新産競法」という。）第六十六条第一項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、当該株式会社は、当該期間においては、その定款の定め（株主総会又は種類株主総会の場所の定めがある定款の当該定めに限る。）にかかわらず、その定款に同項の規定による定めがあるものとみなすことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

#### 第五十九条

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

（産業競争力強化法の一部改正に伴う経過措置） 第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の

際現に金融商品取引法（昭和二十三年法律第二

第一条の規定による求めであつて、附則第一条

第二号に掲げる規定の施行の際その手続がされていないものについての回答（その内容の公

れていなきものについての回答（その内容の公

れていなきもの

表を含む。) 及び当該求めをした者に対する通知については、なお従前の例による。

#### 第六条 第二号施行日前にされた旧産競法第九条

第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧産競法第九条第一項の認定を受けている同項に規定する新事業活動計画(以下この条において「新事業活動計画」という。)及び前項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に旧産競法第九条第一項の認定を受けた新事業活動計画についての計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、政令等で規定された規制の特例措置並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧産競法第九条第一項の認定を受けている新事業活動計画及び第一項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に同条第一項の認定を受けた新事業活動計画に従つて実施される旧産競法第二条第三項に規定する新事業活動については、旧産競法第十二条の規定は、第二号施行日以後も、なおその効力を有する。  
(罰則に関する経過措置)

#### 第十九条 この法律(附則第一条第二号から第四号までに掲げる規定にあつては、当該規定以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (その他の経過措置の政令への委任)

**第二十条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

#### 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)  
抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定  
第五百九条の規定  
公布の日

号) 抄  
(令和五年三月三一日法律第三

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。  
(施行期日)

#### 第七十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

規定期にあつては、当該規定以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。